

金扇二十把・平面銀扇二十把・細嫩土蕉布二十四・漂白土苧布二十匹有り、中宮殿下に進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。仁字第十七号半印勘合符文を給し、本員役に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

王舅一員 毛泰時 人伴十三名

長史一員 蔡錦 人伴十二名

存留在船使者二員 盛世佐 袁際昌 人伴四名

存留在船通事一員 林有材 人伴二名

管船火長・直庫二名 王和 禪治

右の符文は長史蔡錦等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

崇禎二年（一六二九）正月二十九日給す

符文

注*『明実録』（崇禎長編）崇禎二年六月乙卯の条に關連の記事がある。

なお、対応する執照〔三三〇一〕と方物の品名表記に異同がある。

(1) 合 対に同じ。互いにならんで対をなすものをさす。

(2) 人伴十二名 〔三三〇一〕には八名とあり、さらにその次に「使者一員 毛鳳威 人伴五名、都通事一員 金応元 人伴四名」の二行がある。

1-26-23

世子尚豊の、進貢のため正議大夫鄭俊等を遣わす符文

(一六三〇、一、一九)

琉球国中山王世子尚（豊）、進貢の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官の鄭俊等を遣わし、沓を捧じ表を齎しむ。船隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤を載運して京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合行まきに給照すべし。今、仁字第二十一号半印勘合符文を給し、通事梁廷器等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭俊 人伴一十名

使者一員 馬如麟 人伴五名

通事一員 梁廷器 人伴四名

存留在船使者二員 毛續賢 吳得榮 人伴四名

存留在船通事一員 鄭子樂 人伴二名

管船火長・直庫二名 葉茂 馬志

附搭の土夏布二百匹

崇禎三年（一六三〇）正月十九日給す

ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

王舅一員 毛時耀 人伴一十三名

正議大夫一員 鄭子孝 人伴八名

使者一員 葉春耀 人伴五名

都通事一員 金応精 人伴四名

存留在船都通事一員 林世政 人伴四名

存留在船使者二員 蔡玉 吳得榮 人伴四名

存留在船通事一員 梁廷幹 人伴二名

管船火長・直庫二名 阮士元 馬喜

右の符文は都通事金応精等に付し、此れに准ぜしむ

崇禎四年（一六三一）三月十六日給す

符文

注*「明実録」（崇禎長編）崇禎四年七月甲申の条に関連の記事がある。

1-26-24

世子尚豊の、皇太子への慶賀のため王舅毛時耀等を遣わす符

文（一六三一、三、一六）

琉球国中山王世子尚（豊）、東宮を慶賀する事の為にす。

今、特に王舅・正議大夫・使者・都通事等の官の毛時耀・鄭子

孝等を遣わし、表箋を齎捧せしむ。船隻に坐駕し、進奉の方物の

鍍金銅結束紅漆鞘靶腰刀二把・鍍金銅結束黒漆鞘靶腰刀二把・鍍

金銅結束黒漆貼金鞘黒漆靶鞍刀四把・鍍金銅結束黒漆貼金鞘黒漆

靶鎗六柄・練光蕉布二十四・両面満金扇一百把・両面満銀扇一百

把・泥金描画帷屏一对を装運し、前来して慶賀す。差去する員役

は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して使ならざるを恐る。

王府、今、仁字第二十五号半印勘合符文を給し、都通事金応精等

に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿

海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して使

1-26-25

国王尚豊の、謝恩のため王舅吳鶴齡等を遣わす符文

（一六三三、一〇、一五）

琉球国中山王尚（豊）、謝恩等の事の為にす。